

平成28年（行ウ）第49号，同第134号
高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件
原告 河田昌東ほか101名
被告 国

準備書面（20）

2017（平成29）年11月29日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄ほか

本書面では、2017年（平成29年）8月から同年11月まで、主に新聞記事にされた本件訴訟及び本件原発に係る出来事について、その要点をまとめて述べる。

第1 本書面の意味

1 原告らは、今後各争点について法的、理論的な主張を随時する予定であるが、世の中は日々刻々と動き、原発問題に関わる出来事、本件訴訟・本件原発に密接に関係すること、またその根底的なところに影響を及ぼす出来事が日々起きてきている。

そこで、本書面において、本弁論期日までの関連した出来事を、主に新聞記事から追う形を取ることで明らかにしていく。

2 記述の仕方については、次のように統一して記載した。

* 新聞記載日 新聞社名 書証番号

なお、記載の順番は日付の順にした。

- (1) 新聞記事の見出し（大きい順に）
- (2) 記事の要約、一部の抜粋
- (3) その記事に対する原告らの主張、考え

3 原告らの工夫、配慮

地元愛知県の人々の6割が読んでと言われる中日新聞を中心に、原発関連記事を毎日継続的に追いつけてきており、それら記事は非常に多岐に上り、情報としては膨大なものとなる。

その中で、本件に関連するものあるいは参考になるものを取捨選択をし、裁判所に是非参考にして頂きたいもの、また我々の主張の根拠ともなるものに絞ることにした。

また、新聞の記載の仕方、活字の大きさ等により、新聞が伝えようとする意図やその出来事のインパクトを大事にするため、出来るだけ原寸大で写し（書証）を作成することにした。折り曲げが多くあるので、読むときにやや面倒ではあるが、その意図を理解して頂きたい。

4 これらの記事から以下のことが明確に伝わってくる。

(1) 高浜・美浜原発関係

- ① 原発の稼働に肯定的な意見が圧倒的に多い立地県である福井県においても、40年超の原発については、運転延長を否定する割合が半数を超えていること。

また、同じ福井県だが立地地域でない所では、さらに否定的な人が多いこと。それだけ本件老朽原発は、原発の稼働に肯定的な意見が圧倒的に多い立地県であっても住民から危険だ、動かして欲しくないと考えられていること。

- ② 高浜原発からわずか3kmの舞鶴市が、再稼働容認の前提として立地自

治体並みの協定を関電に求めたが、関電は「同意」について受け入れなかったこと。これについて、多々見良三市長は「避難訓練もする、マニュアルも作る。立地自治体と同じ努力を強いられている。当たり前要望だ」と不満をあらわにしたこと。

③ 北朝鮮の弾道ミサイルの脅威が、Jアラートで警戒が呼びかけられ、地下鉄や新幹線が止まるほどであるなら、最も被害が大きくなる原発の稼働をまずは停止すべきであると言われていること。

④ 規制委員会の火山灰の濃度の審査に大きな誤りがあり、美浜3号機などの原子炉が冷却不能になる可能性があること。

(2) 40年超の原発の稼働について

① 40年超の原発の運転について、原発から30キロ圏内にあるいちき串木野市議会が延長を容認しないとの意見書を可決したこと。

② 規制委員会が40年超の原発の運転延長の申請期間を申請側に有利になるような見直しをしたこと。

③ 40年超の原発の運転につき、茨城県内の44市町村のうち17市町村会議が反対をしていること。通常原発に比べ、40年超の原発の運転には反対の住民が多いこと。

(3) 原発周辺住民の意識の変化

① 九州電力川内原発周辺の自治体では、福島第一原発事故により、それまでの原発容認派も事故が起きれば県境や市境など関係ないことがわかり、保守系市議や4首長が再稼働に反対するなど、福島原発事故後、人々や地元政治家の意識も大きく変わってきていること。

② 運転開始から33年の女川原発1号機を「廃炉にすべきだ」が75.2%、立地の女川町でも廃炉を求める意見が60%を超えるとの結果が出たこと。大多数の人々が古い原発には危険性を感じ、廃炉を求めていること。

(4) 避難計画について

SPEEDIの活用に国と立地自治体の意見が分かれるなど、自治体が十分な避難計画が立てられなくて困っていること。一旦事故が起きれば、十分な避難が出来ない状況にあること。

(5) 原子力規制委員会（以下、「規制委員会」又は「規制委」という）の問題性

- ① 規制委員会の田中俊一委員長自身が、常に政治的圧力があつたと述べたこと。
- ② 規制委員会の火山灰の濃度の試算に大きな誤りがあり、美浜3号機などの原子炉が冷却不能になる可能性があること。
- ③ 規制委員会が40年超の原発の運転延長の申請期間を申請側に有利になるような見直しをしたこと。
- ④ 規制委員会の審査の絶対の大前提として、3・11の反省と教訓によって立つべきであることと、その過ちを繰り返してはならないということがあつたと指摘されていること。
- ⑤ これまで、40年超の原発は、福島第一原発事故後は運転延長は「極めて例外的」とされていたのに、高浜1、2号機、美浜3号機と、延長申請された3基とも全て新基準をクリアしたことからすれば、新規制基準にも限界があるのではないかとの疑問が出されていること。

(6) 東電の柏崎刈羽原発の適合性容認について

- ① 事故処理費用も自力で工面出来ない東京電力の柏崎刈羽原発の適合性審査書案を、駆け込み的に出す規制委員会の審査に疑問が呈されていること。
- ② 福島第一原発事故の本質的な原因が未だ全て解明されず、事故処理が終わっていない東電の原発の適格性を認めた規制委員会の判断に、地元からたくさんの反対の声が上がっていること。

- ③ 最近でも地下水くみ上げの警報の公表を隠そうとしたと思われる東電につき、その原発の適格性を認める規制委員会の審査に大きな批判がなされていること。
 - ④ 東電の柏崎刈羽原発の再稼働を認めた規制委員会の審査に、地元住民からはたくさんの反対の声が上がっていること。
 - ⑤ 米山新潟県知事が、規制委員会が適合性判断に際し付けた条件について、精神論でしかないとの批判をしていること。
- (7) 福島第一原発事故とその被害について
- ① 福島第一原発事故の廃炉作業には莫大な税金が使われており、その額もとどまるところを知らないこと。また、その負担は国民に回されること。
 - ② 福島第一原発事故の被害が、汚水タンクの解体という作業にまで及んでいること。原発被害は、単に直接の事故被害だけでなく、その後の後始末の作業にまで人間を被ばくさせるほど広がっていること。
 - ③ 原子力委員会が、現時点においても「事故原因や被害の実態を明らかにする取り組みが引き続き必要だ」と強調していること。すなわち、まだ福島第一原発事故の事故原因が明らかになっていないことを原子力委員会が認めていること。
 - ④ 福島第一原発事故の事故処理や廃炉の見通しが、わずか6年の間に何度も工程表が改定されるほど、いつまでになるか付きにくいこと。それだけ原発事故は、我々の想像が付かない、簡単にコントロール出来ないとてつもない被害が発生すること。
 - ⑤ 福島第一原発事故での放射線セシウムが、場所を変えて大半が残っていること。同事故の影響がこのように場所を変えて依然残るようなものであること
- (8) 高レベル放射性廃棄物について

① 原発の再稼働が進まない中で、消費しきれないプルトニウムを再処理工場で大量に生み出すことに米国の元高官が核拡散の観点から懸念を表明していること。この問題を解決するには、再処理計画を中止しプルトニウムを抽出しないこと、そして、再処理は使用済み核燃料の処理の方策であるから、使用済み核燃料をこれ以上生み出さないことが重要であること。以上からすれば、結局原発をこれ以上稼働させないという方向しか問題を解決する方法がないこと。

② 核のごみ「マップ」に対して、原発が集中立地する福井県の知事でさえ受け入れを拒否しているように、どこも引き受け手がないこと。

(9) 行政のあからさまな原発推進政策

① 経産省が原発の新設や立て替えを視野に入れる方針を示したことからすれば、40年超の老朽原発も安易な稼働が認められる傾向が強まること。

② 経産省の示す国のエネルギー基本計画は、世界の潮流と逆行して原発回帰の姿勢をさらに鮮明にし、原発の運転延長を前提としているものであること。

③ 原発の稼働について、政府の、民意を無視しての独断専行の傾向が顕著であること。

④ 経産省が立地自治体以外にも補助金を支給することにしたが、本来なすべきはそれらの自治体が要求している原発の運転に同意する権利であり、なすべきことが本末転倒していること。

(10) 世界が自然エネルギーへの移行、脱原発の方向にあること

① 原発は将来性のない技術と敬遠されつつあるが、後始末のための研究者や技術者の養成は不可欠である。原発は後始末が重要だとされる時代となっていること。

② 世界は再生可能エネルギーに大きくシフトして、同エネルギーの発電

容量が高まっているにもかかわらず、日本は原発偏重政策の影響により、出遅れており、このままでは国際的な技術の開発競争から脱落しかねないこと。

(11) 他の原発関連訴訟の裁判所の判断について

① 松山地裁で伊方原発の差し止め訴訟が棄却されたが、そのような司法（裁判所）に対して、福島の前例を忘れたのか、との声が上がっていること。

② 損害賠償裁判で、国と東電に再び賠償命令が出されたこと。やるべきことをやったと主張していたとしても、実際にはそうではないことが判明したものであり、責任が問われるのは当然であること。そのためにも、国のなした行為に対しても、きちんと司法が審査をすべきこと。

以上からすれば、

本件原発における被告の審査は厳重の上にも厳重に行われなければならなかったものであり、本件訴訟における裁判所の審査にも同様である。

5 最後に、世の中に起きている原発の話題や問題点がそのまま報道されるわけではないことにも注意頂きたい。

すなわち、新聞社も経済的基盤は重要であるから、電力会社やその関連会社との関係で十分な報道が期待出来ない面もあったり、マスコミ自身が自ら自主規制するような状況があるのが現実だからである。

また、3. 1 1 後から約6年が経ち、人々の意識も風化しつつあり、読んでくれないから全国ニュースにのぼらない、また全国的に報道されないからまた風化が進むという悪循環がある。

そういう中で、様々な圧力にも負けずに、各新聞は報道をし続けているのであり、その様々な条件を乗り越えて記事となったのが、今回紹介し、書証として提出する記事であることを念頭に置いて頂きたい。

第2 各記事について

1 平成29年7月22日 中日新聞（甲G165）

- (1) 社説 伊方原発 安心などどこにもない
- (2) 四国電力伊方原発の運転差し止めを求める住民の訴えを、松山地裁も退けた。「不合理な点はない」という。だが現地を歩いてみればすぐ分かる。避難経路が見つからない。安心が見当たらない。

全国で展開される原発の差し止め訴訟。住民側が共通して抱く疑問は、地震の揺れの過小評価、避難の難しさ、地元同意の範囲の狭さ- の三点だ。

おしなべて原発再稼働に前のめりな司法に対し、原告や支持者の間から「福島をもう忘れたか」という声が上がっていた。

何度でも繰り返す。福島の教訓を忘れたままで、原発を動かすべきではない。原発事故は二度と繰り返されるべきではない。

- (3) 松山地裁で、伊方原発の差し止め訴訟が棄却されたが、そのような司法（裁判所）に対して、福島の教訓を忘れたのか、との声が上がっていること。

2 平成29年7月29日 中日新聞（甲G166）

- (1) 核ごみ処分 不安だらけ 安全、費用先行き見えず
- (2) 「高レベル放射性廃棄物（核のごみ）」の最終処分場を建設できそうな地域を示す科学的特性マップが公開された。政府は行き詰まるごみ処理に向けた第一歩と位置付けるが、安全性も国民負担の上限も見えない。ぬぐえない不安と不信をよそに歩みを進める政府の手法に識者からは批判が出ている。

通常の工場は産業廃棄物の処分場が確保できていないと動かさないが、政府は原発を特別扱いしてきた。今年3月末時点で国内の使用済み核燃料

は1万7830トン。既に保管できる容量の7割を超えた。中にはあと3年程度でためておけなくなる原発もある。

東京工業大学の今田高俊名誉教授（社会システム論）は「政府が主導するのではなく、政府から独立した第三者機関のもとで地層処分についての技術的な評価や国民との対話を進めるべきだ」と語った。

- (3) 高レベル放射性廃棄物の最終処分場を建設できそうな地域を示す地図が示されたが、安全性も国民負担の上限も見えないものであり、識者からも批判があること。このようなどうしようも出来ない廃棄物を大量に生み出す原発の稼働は直ちに止めるべきであること。

3 平成29年7月29日 中日新聞（甲G167）

- (1) 自治体 怒り、懸念、戸惑い

核のごみ「マップ」中部反応 「国民全体の課題」「受け入れる気はない」

- (2) 経済産業省が28日発表した高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の「科学的特性マップ」を巡り、中部地方の自治体からは懸念や戸惑い、怒りのコメントが相次いだ。廃炉中も含めて15基の原発が集中立地する福井県。

「発電は引き受けたが、処分まで引き受ける義務はない」（西川一誠知事）

- (3) 核のごみ「マップ」に対して、原発が集中立地する福井県の知事でさえ受け入れを拒否しているように、どこも引き受け手がないこと。最終処分場が決められな以上、原発を稼働し続けるべきでないこと。

4 平成29年8月2日 中日新聞（甲G168）

- (1) 経産省 エネ基本計画見直し 原発新設・立て替え視野

コスト、核ごみ、反発必至

- (2) 経済産業省は1日、国のエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」の見直しに着手すると発表した。これまで「想定していない」とし

てきた原発の新設や建て替えを、将来の課題として盛り込むことを視野に入れる。

経産省が選んだ学識者による審議会が9日から議論を始め、来年3月末までに新計画の素案をまとめる。2014年に決めた現計画をおおむね踏襲し、30年度に必要な電力の20～22%を原発でまかなう目標を維持。原子炉等規制法に従った場合、稼働から40年たった古い原発は廃炉となって目標に届かないため、一部の原発は特例を適用して最長で60年運転する。

しかし、米国で高コストのため原発の新設計画が断念されるなど、原発が抱える問題は多い。現行の計画ですら国民から「原発への依存度が高すぎる」との声が上がっており、その先にある新設はさらに反発を呼びそうだ。

- (3) 経産省が原発の新設や立て替えを視野に入れる方針を示したことからすれば、40年超の老朽原発も安易な稼働が認められる傾向が強まること。司法としては、ますます厳しく安全性の審査をしなければならないこと。

5 平成29年8月9日 中日新聞（甲G169）

- (1) SPEEDI 政府「丸投げ」 原発立地自治体困惑

福井など3件「活用」 13道県本紙調査

- (2) 原発事故時に放射性物質の拡散を予測する国の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）に関し、本紙が全国13の原発立地道県に今後の活用方針を尋ねたところ、「活用しない」との政府の指針と異なり、福井など3県が活用に前向きな考えを示した。「分からない」との回答が7県に上り、「活用する予定がない」は石川など3道県にとどまった。政府がシステムの活用策を自治体に”丸投げ”する中、真っ先に住民の避難を担う地元が苦慮している実情を浮き彫りにした。

国が活用の具体的な場面や方法を示さないため「技術的に使えるのなら国が示してほしい」（愛媛）と困惑。宮城県の担当者は「災害時は首相をトップにした災害対策本部ができる。自治体への丸投げではいびつだ」と憤った。

- (3) S P E E D I の活用に国と立地自治体の意見が分かれるなど、自治体が十分な避難計画を立てられなくて困っていること。一旦事故が起きれば、十分な避難が出来ない状況にあること。

6 平成29年8月9日 中日新聞（甲G170）

- (1) 活用策「国が示せ」 S P E E D I

原発立地県 安全避難へ訴え 気象学会「予測は有効」

- (2) 国の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（S P E E D I）を避難対策にどう役立てるか。原発が立地する地元と政府との間の溝が、本紙の調査で浮かび上がった。福島第一原発事故直後、予測結果を公表せずに批判された政府は「不確実性」を盾に活用に及び腰だが、情報は少しでも多く欲しいのが立地自治体の立場。システムの活用を求める声は専門家からも出るが、議論はかみ合わないままだ。

- (3) S P E E D I の活用に国と立地自治体の意見が分かれるなど、自治体が十分な避難計画を立てられなくて困っていること。一旦事故が起きれば、十分な避難が出来ない状況にあること。

7 平成29年8月13日 朝日新聞（甲G171）

- (1) 社説 「脱原発」土台に再構築を エネルギー基本計画

- (2) 電気や熱などのエネルギーをどう使い、まかなっていくか。その大枠を示す国のエネルギー基本計画について、経済産業省が見直し議論を始めた。

今の計画は、国民の多くが再稼働に反対する原発を基幹電源とするなど、

疑問が多い。

世界に目を向けると、先進国を中心とした原子力離れに加え、地球温暖化対策のパリ協定発効に伴う脱石炭火力の動き、風力・太陽光など再生可能エネルギーの急速な普及といった変化の大きな波が起きている。

14年に閣議決定された今の計画にまやかしがある。福島第一原発の事故を受けて、「原発依存度を可能な限り低減する」との表現を盛り込んだが、一方で原発を「重要なベースロード電源」と位置づけた。新規制基準に沿って再稼働を進める方針も明記し、実際に各地で再稼働が進んでいる。

計画をもとに経産省が15年にまとめたエネルギー需給見通しは、原発回帰の姿勢がさらに鮮明だ。30年度に発電量の2割を原発でまかなうと想定する。30基ほどが動く計算で、再稼働だけでなく古い原発の運転延長か立て替えも多く必要になる。

だが、原発政策に中立的な専門家からも「現実からかけ離れている」と批判が出ている。事故後、原発に懐疑的な世論や安全対策のコスト増など、内外で逆風が強まっているからだ。原発から出る「核のごみ」の処分も依然、日本を含め大半の国で解決のめどが立たない。先進国を中心に原発の全廃や大幅削減をめざす動きが広がっている。

- (3) 経産省の示す国のエネルギー基本計画は、世界の潮流と逆行して原発回帰の姿勢をさらに鮮明にし、原発の運転延長を前提としているものであること。そのような状況からすれば、拙速な延長が認められやすくなるため、厳しい司法判断が必要となること。

8 平成29年8月14日 中日新聞（甲G172）

- (1) 福島廃炉に国費1000億円超

本紙集計 東電の負担肩代わり 凍土壁や調査ロボに

- (2) 東京電力福島第一原発事故の廃炉作業で、国が直接、税金を投入した額

が1000億円を超えたことが、本紙の集計で分かった。汚染水対策や調査ロボットの開発費などに使われている。今後も溶け落ちた核燃料の取り出し工法の開発費などが必要になり、金額がさらに大きく膨らむのは必至だ。

- (3) 福島第一原発事故の廃炉作業には莫大な税金が使われており、その額もとどまるところを知らないこと。一旦事故が起きれば膨大な費用がかかるのが原発であり、審査の判断にあたっては、福島事故のことを強く思い致すことが重要であること。

9 平成29年8月14日 中日新聞（甲G173）

- (1) 処理費4年で倍増 福島第一1兆→2兆5000億円 膨張一途
難作業見通せず 国民負担増も必至
- (2) 東京電力福島第一原発事故の廃炉作業への税金投入が1000億円を突破した。政府は、廃炉や賠償、除染など事故処理費用全体を4年前の倍の21・5兆円と見込むが、今後も大幅に増えることは確実な見通し。処理費用には税金だけでなく、電気代の一部として消費者が負担する分も含まれ、原発事故の後始末の国民へのつけ回しはさらに膨れ上がりそうだ。

原発事故の深刻度がレベル5だったスリーマイル事故でも核燃料は溶けたが、圧力容器はほぼ健全な状態。レベル7だった福島では核燃料が圧力容器を突き抜け、格納容器のそこに達していて、全く次元の異なる困難な作業となる。費用も見通せない。

- (3) 福島第一原発事故の廃炉作業には莫大な税金が使われており、その額もとどまるところを知らず、また、その負担は国民に回されること。一旦事故が起きれば膨大な費用がかかるのが原発であり、審査の判断にあたっては、福島事故のことを強く、深く思い致すことが重要であること。

10 平成29年8月21日 朝日新聞（甲G174）

- (1) 周辺首長53% 立地6% 再稼働同意「周辺自治体も必要」

原発30キロ圏調査 手続き法制化 求める声も

- (2) 原発の半径30キロ圏にある全国155自治体の首長の43%が、再稼働を決める際に原発立地自治体だけでなく周辺自治体の同意も必要と朝日新聞のアンケートに答えた。周辺自治体に限ると53%が必要と回答し、6%だった立地自治体との温度差が際立った。再稼働への自治体の関与のあり方が変わらないなか、周辺自治体には依然として関与を求める声が根強い。

宮城県美里町は「経済的な恩恵を受けていない自治体の方が、しっかりとした考えに立って意見が言えるのでは」と答えた。

- (3) 原発立地自治体だけでなく周辺自治体も同意を求めていることは、それだけ原発事故被害が広範囲にわたり多大な影響を及ぼすものであること。

11 平成29年8月21日 朝日新聞（甲G175）

- (1) 原発周辺 拭えぬ不安 再稼働迫る玄海 保守系市議・4首長反発

再稼働後 諦めムードも 避難・対策「周辺も負担」

- (2) 九州電力川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の再稼働から2年。立地自治体だけに同意を求める「川内モデル」で次々と再稼働が進むなか、蚊帳の外に置かれた周辺自治体の不満の声が絶えない。一方、再稼働した地域ではあきらめムードも漂う。

集まった市議の大半は原発を容認してきたが、東京電力福島第一原発事故で考えを変えた。呼び掛け人の宮本啓史・松浦市議（78）は「事故が起きれば県境や市境など関係ないと福島が教えてくれた。地元が立地自治体だけになっているのはおかしい」と憤る。

前回2014年秋のアンケートで再稼働への賛否を明言しなかった平戸

市長と松浦市長もこの時期に反対を表明。30キロ圏の8市町のうち、壱岐氏と伊万里市を含む半数の4市の首長が反対する事態となった。

高浜

原発が再稼働した地域で声を強める自治体もある。

16年に再稼働した関西電力高浜原発（福井県高浜町）から県境をまたいで最短約3キロの京都府舞鶴市。今回のアンケートでは、周辺自治体の同意と手続きの法制化について新たに「必要」と回答した。

市は再稼働容認の前提として立地自治体並みの協定を関電に求めたが、「同意」については受け入れられなかった。多々見良三市長は「避難訓練もする、マニュアルも作る。立地自治体と同じ努力を強いられている。当たり前前の要望だ」と不満をあらわにする。

- (3) 福島第一原発事故により、それまでの原発容認派も事故が起きれば県境や市境など関係ないことがわかり、保守系市議や4首長が再稼働に反対するなど、福島原発事故後、人々や地元政治家の意識も大きく変わってきていること。

また、高浜原発からわずか3kmの舞鶴市からの同意要請を受け入れない電力会社の姿勢は、安全性への配慮や周辺住民の生活より、稼働優先・利益優先の傾向があり、そのような会社の原発の安全性には大きな疑問があり、厳しく審査をせねばならないこと。

12 平成29年8月25日 朝日新聞（甲G176）

- (1) 原発再稼働審査 「政治圧力あった」

来月退任の規制委・田中委員長

- (2) 原子力規制委員会の田中俊一委員長は24日、来月18日の退任を前に朝日新聞の単独インタビューに応じ、原発の審査が長期化して再稼働が進まないことに対して「政治的な圧力が常にあった」と任期の5年を振り返

った。

この間、原発を推進する自民党議員だけでなく、電力労組出身の民進党議員らが「審査に時間がかかりすぎている」と批判を繰り返した。

- (3) 規制委員会の田中俊一委員長自身が、常に政治的圧力があつたと述べているように、原発の稼働については常に稼働の方向への圧力が大きくかかっていること。また、規制委員会がその影響に大きくさらされていることからすれば、その規制委員会がなした審査の当否は厳しく審査がなされるべきであること、そして政治的圧力から距離を置き憲法と法にのみ拘束され良心に従って判断をする裁判官の役割が強く期待されること。

13 平成29年8月25日 中日新聞（甲G177）

- (1) 社説 政治と世論を考える

原発ゼロの民意どこへ

- (2) 2030年の電力に占める原発の割合として、ゼロ、15%、20～25%-の3つのシナリオが示されており、学習と討議を重ねて理解を深めた結果、「原発ゼロ」と答えた人が全体の約3割から5割に増えた。併せて公募した意見では、9割近くが「原発ゼロ」を指示していた。

このような民意に基づいて、原発は稼働後40年で廃炉にし、新增設はしないことにより「2030年代ゼロ」に導くという、「革新的エネルギー戦略」が決められた。

それを現政権は「具体的な根拠がない、ゼロベースに戻す」と、あっさりご破算にした。

特定秘密保護法や集団的自衛権、「共謀罪」などの時と同様、内閣支持率の高さだけを背景にした” 具体的民意” の無視、というよりは否定とは言えないか。

その後も世論調査のたびに、脱原発には賛成、再稼働には反対の意見が

過半を占める。

なのに当の日本は、政府の独断専行を”有識者”が追認するという”逆行”を改める気配がない。

国民の声より大事な何か、国民の命以上に守りたい何かがそこに、あるのだろうか。

- (3) 原発の稼働について、政府の、民意を無視しての独断専行の傾向が顕著であること。また、国民の人権を保障すべき裁判所は、この点を大いに思い致す必要があること。

14 平成29年8月26日 中日新聞（甲G178）

- (1) 原発、後始末の時代 廃炉工学科に入ろう！

総合研究大学院大名誉教授 池内 了

- (2) 11年に福島で原発の過酷事故が起こったことで状況が大きく変化した。原子力ムラの存在が暴かれ、脱原発の雰囲気が強くなり、もはや原発建設の活発化は期待できないことが誰の目にも明らかになってきたのだ。こうなると学生たちは原発には未来がないと見切って、原子力関連分野を敬遠するようになった。

とはいえ、原子力関係の部門を閉鎖するわけにはいかない。内部に膨大な放射性物質を抱えている原発には、たとえ運転が終わっても長時間かけて安全に廃炉にする作業が残されており、廃炉のための研究者や技術者を養成し続けなければならないからだ。

そこで私は、原発関係分野の学科や専攻科名にちゃんと「廃炉工学」の名前をつけ、そのための人事養成に集中することを宣言すべきだと提案したい。原発を建設した時代は終わりを迎えて、今や後始末をする時代に入っており、廃炉の仕事は原発を建設してきた専門家が果たすべき社会的責務でもある。

廃炉工学科は人類の存続のためには不可欠の分野であることは確かである。国や大学に設置を働きかける運動を起こしませんか？「廃炉工学科に入ろう！」と。

- (3) 原発は将来性のない技術と敬遠されつつあるが、後始末のための研究者や技術者の養成は不可欠である。原発は後始末が重要だとされる時代となっていること。

15 平成29年8月31日 河北新報（甲G179）

- (1) 女川2号機再稼働68%反対

原発安全性87%「不安」 本社世論調査

- (2) 東京電力福島第1原発事故から9月で6年半になるのを前に、河北新報社は宮城県内の有権者を対象に原発に関する世論調査を実施した。東北電力が目指す女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働について、「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた反対意見は68.6%に上った。「賛成」「どちらかといえば賛成」の賛成意見は28.7%にとどまった。

原発の安全性については、「不安」が87%、「安全」は11.7%。再稼働賛成が過半数の女川町でも「不安」が80%近くになった。

- (3) 福島の隣県である宮城県女川町、石巻市では、再稼働の反対が7割近く、また原発の安全性については、稼働賛成が過半数の女川町でも「不安」が80%近くあるという事実があること。裁判所も、福島原発事故の被害をしっかりと見据え、人々の不安に応える必要があること。

16 平成29年8月31日 河北新報（甲G180）

- (1) 女川原発再稼働 本社世論調査

地元同意「県と県内全自治体」55% 範囲拡大求める

(2) 河北新報社が宮城県内を対象に実施した原発に関する世論調査で、東北電力女川原発2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働に必要な「地元同意」の範囲に関し、村井嘉浩知事が主張している「県と立地自治体の女川町、石巻市」が適切だとする回答は7.6%にとどまった。最も多かったのは「県と県内全ての自治体」で、過半数の55.5%に上った。

東京電力福島第1原発事故後の新規制基準で、原発の運転期間は原則40年に制限された。運転開始から33年が経過し、東北電が対応を明言していない女川原発1号機は「廃炉にすべきだ」が75.2%、「40年ルールから延長してよい」が20.1%だった。立地する女川町でも、廃炉を求める意見が60%を超えた。

知事選 「投票の判断材料に」49% 有権者は争点化

河北新報社の原発に関する世論調査では東北電力女川原発（宮城県女川町、石巻市）の再稼働の是非について、宮城県知事選（10月5日告示、22日投開票）で投票の判断材料にするかどうかを尋ねた。「する」が約5割に達し、「しない」をやや上回った。

(3) 運転開始から33年の女川原発1号機を「廃炉にすべきだ」が75.2%、立地の女川町でも廃炉を求める意見が60%を超えるとの結果は、大多数の人々が古い原発には危険性を感じ、廃炉を求めていること。この結果は、本件老朽原発にも非常に参考になること、また参考にすべきこと。

17 平成29年9月7日 中日新聞（甲G181）

(1) 柏崎刈羽13日「適合」へ 規制委「東電資格ない」一転

6, 7号機 委員長の退任直前 福島事故処理 抱えたまま

(2) 原子力規制委員会は6日の定例会合で、東京電力が再稼働を目指す柏崎刈羽原発6, 7号機（新潟県）が耐震工事などをすれば原発の新規制基準に「適合」することを示す審査書案を、13日に議論する方針を決めた。

田中俊一委員長が18日に任期満了で退任するのを前に、駆け込み的に筋道をつけた形だ。

【解説】東電は福島第一原発事故に伴う損害賠償や除染などの費用を自力で工面できていない。そんな事業者に、巨大な潜在リスクを抱える原発を、新たに動かす資格があるのか。

- (3) 事故処理費用も自力で工面出来ない東京電力の柏崎刈羽原発の適合性審査書案を、駆け込み的に出す規制委員会の審査に疑問が呈されていること。

18 平成29年9月8日 朝日新聞（甲G182）

- (1) 原発作業員 内部被曝

福島第一汚染水タンク解体で

- (2) 東京電力は8日、福島第一原発で協力会社の男性作業員が内部被曝する事故があったと発表した。

東電によると、作業員はかつて高濃度汚染水をためていたタンクの解体を行っていた。

- (3) 福島第一原発事故の被害が、汚水タンクの解体という作業にまで及んでいること。原発被害は、単に直接の事故被害だけでなく、その後の後始末の作業にまで人間を被ばくさせるほど広がっていること。

19 平成29年9月9日 朝日新聞（甲G183）

- (1) 私の視点 弁護士 河合弘之

原発 停止しておくべきだ 弾道ミサイル

- (2) 昨年15回、今年になって13回、北朝鮮は弾道ミサイルを発射している。

安倍晋三首相は「これまでにない深刻かつ重大な脅威」と非難した。

日本政府は、弾道ミサイルなどによる我が国領域での人命や財産への被

害の防止が必要として、ミサイルに対する「破壊措置命令」を常時発令状態としている。避難訓練が行われ、発射時には全国瞬時警報システム（Jアラート）で警戒が呼びかけられ、地下鉄や新幹線がとまった。

そのように危険な緊張状態にあるなら、なぜ原子力発電所をとめないのか。

原発が攻撃を受ければ重大事故になる。原発1基が1年稼働すれば、広島型原爆1000個分の放射性物質がたまるとされる。攻撃で破壊されたら、国の存亡に関わる大惨事になる恐れがある。

楽観論もあるが、超緊迫状態下では、何かのはずみで武力行使が起きないとは断言できない。その恐れが1%でもあるなら、対策として原発を停止しておくべきだ。国の安全保障というものはそういうものだ。

隣国の独裁者の恣意に祖国の命運を委ねることはできない。

- (3) 北朝鮮の弾道ミサイルの脅威が、Jアラートで警戒が呼びかけられ、地下鉄や新幹線が止まるほどであるなら、最も被害が大きくなる原発の稼働をまずは停止すべきであること。特に北朝鮮に近い福井にある本件原発は、大きな危険があること。

20 平成29年9月13日 朝日新聞（甲G184）

- (1) 規制委判断に「怒り」

柏崎刈羽原発 会合の傍聴人、批判

- (2) 「福島で未曾有の原発事故を起こした東京電力に再び原発を運転する資格はあるのか」－。東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）の再稼働審査で、原子力規制委員会は13日、条件付きで適格性を認めた。事故から6年半。原発の再稼働につながる判断に傍聴人や地元からは反対の声が上がった。

「福島の事故処理がまったく終わっていないのに、なぜ柏崎刈羽を動かそうとするのか」と批判。

「福島で事故を受けた人たちが聞いたらどんな思いをするだろうと、怒りが抑えられません」と話した。

- (3) 福島第一原発事故の本質的な原因が未だ全て解明されず、事故処理が終わっていない東電の原発の適格性を認めた規制委員会の判断に、地元からたくさんの反対の声が上がっていること。

21 平成29年9月14日 朝日新聞（甲G185）

- (1) 社説 東電と原発 規制委の容認は尚早だ

- (2) 福島第一原発事故を起こした東京電力に、原発を動かす資格はあるのか。

今後のチェック体制を整えることと、現状を評価することは全く別の話だ。適格性を十分確認したとは言えないのに、なぜ結論を急ぐのか。近く5年の任期を終える田中俊一委員長に、自身の任期中に決着をつけたいとの思いがあるのか。

規制委の姿勢には前のめり感が否めない。今回の判断は時期尚早である。

安全文化は「過信」から「慢心」、「無視」「危険」「崩壊」へと5段階で劣化していくが、福島の事故前から原発のトラブル隠しやデータ改ざんで既に「崩壊」していた。東電は2013年、事故をそう総括した。改善に向けて、社外のメンバーをまじえた委員会に定期的に報告する態勢を整え、成果を誇る自己評価書も公表済みだ。

ところが、第一原発事故で当時の社長が「炉心溶融」の言葉を使わないよう指示していたことは、昨年まで明るみに出なかった。柏崎刈羽原発では、重要施設の耐震性不足を行政に報告していなかったことが発覚。今年8月、第一原発の地下水くみ上げで水位低下の警報が鳴った際は公表が大幅に遅れ、規制委は「都合の悪い部分を隠し、人をだまそうとしているとしか思えない」と厳しく批判した。

それなのに、規制委はなぜ、適格性について「ないとする理由はない」

と判断したのか。

- (3) 最近でも地下水くみ上げの警報の公表を隠そうとしたと思われる東電につき、その原発の適格性を認める規制委員会の審査に大きな批判がなされていること。

22 平成29年9月14日 朝日新聞（甲G186）

- (1) 東電再稼働 大丈夫なのか

絶対の安全はない・原因究明後回し。時期尚早だ

柏崎刈羽原発「条件付き容認」

幅広い業種が恩恵・生かさぬように殺さぬように

- (2) 原子力規制委員会は13日、福島第一原発の当事者である東電に、再び原発を動かす資格を条件付きで認めた。事故から6年半後の大きな転換。避難を続ける被災者、柏崎刈羽原発の地元、そして両原発の電力を使ってきた首都圏の人々は、それぞれの暮らしの中で思いをめぐらせた。

地元は-

柏崎刈羽原発が立地する新潟県刈羽村の元高校教師、高桑知恵さん（71）は「規制委の審査で適合性が確認されても、住民にとっての安全とは別問題だ。地元では、事故が起きた場合の避難など、たくさん問題が残っている」と話す。

避難計画の実効性を検証するための県の有識者会議が近く発足する。高桑さんは「地元でもしっかりと監視していく」。

福島第一原発事故で福島県郡山市から新潟市に避難してきた磯貝潤子さん（43）は「原発事故を忘れたのか」と憤る。事故以前、「原発は安全」と宣伝されていたことが忘れられない。県内で暮らす避難者は約3千人。

「規制委が保証しても、絶対の安全はない。事故でどれだけのダメージがあったか忘れないでほしい」

- (3) 東電の柏崎刈羽原発の再稼働を認めた規制委員会の審査に、地元住民からはたくさんの反対の声が上がっていること。

23 平成29年9月15日 中日新聞（甲G187）

- (1) 「プルトニウム削減策を」 前米国務次官補 再処理で懸念
日本核燃サイクル

- (2) オバマ前米政権で核不拡散政策を担当したカントリーマン前国務次官補は13日、日本が推進する核燃料サイクル政策への信頼が東京電力福島第一原発事故を契機に揺らいだと指摘、日米原子力協定が来年7月に期限を迎える前に、日本は再処理事業で生み出す大量のプルトニウムをどう減らすのか示すべきだと主張した。

日本は自動延長に際してプルトニウム削減に向けて具体的な計画を盛り込んだ「強い文言の声明」を米国と共同で発表すべきだと主張。蓄積したプルトニウムをどう消費するのか明確に示せない限り、再処理工場を稼働しないと意思表示も必要だとした。

- (3) 原発の再稼働が進まない中で、消費しきれないプルトニウムを再処理工場で大量に生み出すことに米国の元高官が核拡散の観点から懸念を表明していること。この問題を解決するには、再処理計画を中止しプルトニウムを抽出しないこと、そして、再処理は使用済み核燃料の処理の方策であるから、使用済み核燃料をこれ以上生み出さないことが重要であること。以上からすれば、結局原発をこれ以上稼働させないという方向しか問題を解決する方法がないこと。

24 平成29年9月15日 中日新聞（甲G188）

- (1) 「福島事故 究明必要」原子力白書、7年ぶり策定
(2) 原子力委員会（岡芳明委員長）は14日、2016年版の原子力白書を

まとめた。東京電力福島第一原発事故の社会への影響は今も残っていると
し、「事故原因や被害の実態を明らかにする取り組みが引き続き必要だ」と
強調した。白書の策定は09年版以降、7年ぶり。

福島第一原発事故の原因について、国会や政府の事故調査委員会などが
検証結果を公表したが、放射線量が非常に高く現地調査に着手できていな
いなど、未解明の部分があると指摘した。

- (3) 原子力委員会が、現時点においても「事故原因や被害の実態を明らかに
する取り組みが引き続き必要だ」と強調していること。すなわち、まだ福
島第一原発事故の事故原因が明らかになっていないことを原子力委員会が
認めていること。

25 平成29年9月16日 朝日新聞デジタル（甲G189）

- (1) 新潟知事「不思議なプロセス」適格性認めた規制委に
(2) 米山隆一知事は15日の定例記者会見で、東京電力ホールディングスが
原発を運転する「適格性」を条件付きで認めた原子力規制委員会の判断に
ついて「不思議なプロセス」だと述べ、適格性に焦点を当てた経緯に疑問
を呈した。

規制委は13日の東電柏崎刈羽原発の審査会合で、東電が「経済性を優
先して安全性をおろそかにしない」という姿勢を、原発の運転手順などを
定める保安規定に明記することや、東電が福島第一原発の廃炉を主体的に
進めることを、東電を所管する経済産業相に認めてもらうことなどを条件
に、適格性があるとして新規制基準への適合を認める方針を示した。

この手続きについて米山知事は「国の判断に県として口を挟むことはな
い」と前置きした上で、「大臣が認めたり、保安規定に書き込んだりすれば
適格性が担保されるという考えは精神論的だ。大和魂があれば（戦争に）
勝てる、というのに近い」と疑念を示した。

- (3) 米山新潟県知事が、規制委員会が適合性判断に際し付けた条件について、精神論でしかないとの批判をしていること。規制委員会の審査が、再稼働の結論ありきとの前提でなされていると思われること。

26 平成29年9月19日 中日新聞（甲G190）

- (1) 火山灰で原子炉冷却不能か

美浜、大飯など適合5原発 審査後に判明

- (2) 原子力規制委員会の審査に適合した関西電力美浜3号機、大飯3、4号機（いずれも福井県）など5原発8基で、周辺の火山が大規模噴火して原発の外部電力が失われた場合、非常用ディーゼル発電機が使えなくなる可能性があることが、規制委などへの取材で分かった。最悪のケースでは原子炉が冷却できなくなる恐れがある。

噴火時に想定される火山灰濃度が従来に比べ最大百倍程度高くなることが審査後に判明。電気事業連合会によると、5原発では、発電機の吸気フィルターが目詰まりせずに機能を維持できるとされる濃度の上限を超えている。

規制委によると、美浜3号機の審査で2016年8月、事実上の適合証「審査書案」を了承後、当時の基準より約十倍高い1980年の米セントヘレンズ山噴火の濃度を採用すべきだとの意見が寄せられた。その後、専門家の指摘を受け、1707年の富士山の宝永噴火などを基に試算し、さらに最大百倍程度の濃度になると判断した。

- (3) 規制委員会の火山灰の濃度の審査に大きな誤りがあり、美浜3号機などの原子炉が冷却不能になる可能性があること。規制委員会の審査に重大な欠陥があったこと。

27 平成29年9月20日 中日新聞（甲G191）

- (1) 老朽原発延長の審査緩和
規制委 申請前倒し可能に
- (2) 原子力規制委員会は20日、老朽原発の運転延長の審査条件を一部緩和することを決めた。これまで申請期間を3カ月間に限っていたが撤廃。3年程度前倒しして申請できるようになり、電力会社の負担は大幅に軽減される見通し。
- (3) 規制委員会が申請期間を申請側に有利になるような見直しをしたことは、老朽原発の再稼働についても申請側に有利になるような審査がなされるのではないかと推測されること。

28 平成29年9月20日 中日新聞（甲G192）

- (1) 核燃料2020年度搬出を断念
福島第一 使用済み、3年先送り
- (2) 事故を起こした東京電力福島第一原発1，2号機のプールに保管されたままの使用済み核燃料を巡り、政府と東電が目標としていた「2020年度」の取り出し開始を断念し、3年程度遅らせる方針を固めたことが、関係者への取材で分かった。
こうした変更は全体の作業工程に影響する恐れもあり、30～40年で終わるとする廃炉の計画も見直しを迫られる可能性がある。
- (3) 福島第一原発事故の事故処理や廃炉の見通しが、いつまでになるか付きにくいこと。それだけ原発事故は、我々の想像が付かない、簡単にコントロール出来ないとてつもない被害が発生すること。

29 平成29年9月22日 中日新聞（甲G193）

- (1) 社説 審査に”安全哲学”も 規制委新体制
- (2) 原子力規制委員長が交代した。柏崎刈羽原発の再稼働を急ぐかのような

ドタバタ劇が、規制委の信頼を損なった。更田豊志新委員長には原点に立ち戻り、国民の命を守るための規制に努めてほしい。

原子力規制委員会の仕事には、絶対の大前提があるはずだ。

3・11の反省と教訓によって立つこと、その過ちを繰り返してはならないということだ。

3・11以前、規制機関の原子力安全・保安院を原発推進のとりである経済産業省が所管した。規制と推進の”なれ合い”が福島事故の遠因になったと言われている。

その反省から、独立の規制機関が誕生したはずだった。

原発は危険なものだから、厳重な”しばり”をかける、むしろ歯止めになるというのが、規制委の使命ではなかったか。

それでも再稼働は続く。福島最大の教訓は、既に棚上げされたということだ。国民の多くは納得していない。

- (3) 規制委員会の審査の絶対の大前提として、3・11の反省と教訓によって立つべきであることと、その過ちを繰り返してはならないということがあると指摘されていること。

30 平成29年9月23日 朝日新聞（甲G194）

- (1) 日米原子力協定 延長へ トランプ政権が容認

プルトニウム削減要求方針

- (2) 来年7月に30年の満期を迎える日米原子力協定について、米トランプ政権が自動延長を容認することがわかった。ただ、たまり続けるプルトニウムに核不拡散上の懸念があり、米国務省は日本に明確な削減計画を示すよう求める方針だ。

プルトニウムを使う高速増殖炉計画は昨年、原子炉「もんじゅ」の廃炉決定で頓挫。余剰プルトニウムはMOX燃料として原発で燃やして発電す

るプルサーマル発電で使うとしているが、福島第一原発事故後は再稼働が進まず、減らすめどは立っていない。

- (3) 米国政府は、日本が再処理によって消費しきれないほど大量のプルトニウムを保有することに核拡散の観点から懸念を表明していること。この問題を解決するには、再処理計画を中止しプルトニウムを抽出しないこと、そして、再処理は使用済み核燃料の処理の方策であるから、使用済み核燃料をこれ以上生み出さないことが重要であること。以上からすれば、結局原発をこれ以上稼働させないという方向しか問題を解決する方法がないこと。

31 平成29年9月23日 朝日新聞（甲G195）

- (1) 「福島への思い持ち続ける」 原子力規制委 更田委員長が就任
- (2) 原子力規制委員会の新委員長に22日、更田豊志氏（60）が就任し、会見で「規制委は東京電力福島第一原発事故の反省と教訓を踏まえてできた。初心を忘れず、福島への思いを持ち続けることが重要だ。安全の追求に終わりはない。妥協せず、慢心を戒め、最善を尽くしていく」と決意を語った。
- (3) 規制委員会の審査の大前提が、福島第一原発事故の反省と教訓を踏まえ、初心を忘れず、福島への思いを持ち続けることであるならば、その判断を審査する裁判所も、まさにその思いを強く持ち続け、判断をしなければならぬこと。

32 平成29年9月26日 中日新聞（甲G196）

- (1) 燃料取り出し3年遅れ 福島第一 廃炉工程表を改定
- (2) 政府は26日、関係閣僚会議を開き、東京電力福島第一原発の廃炉に向けた中長期ロードマップ（工程表）を改定した。1，2号機のプールに残

る使用済み核燃料の取り出し開始時期を、現行計画の2020年度から「23年度めど」に遅らせることを正式に決めた。1～3号機の熔融燃料（デブリ）も、最初に取り出しを行う号機の選定と詳細な取り出し工法の確定時期を18年度前半から19年度に遅らせた。

11年2月に策定された工程表の改定は4回目。1, 2号機のプールの燃料取り出しは15年6月の前回改定でも時期を遅らせており、見直しは3回目となる。

- (3) わずか6年の間に何度も工程表が改定されるほど、福島第一原発事故の事故処理や廃炉の見通しが、いつまでになるか付きにくいこと。それだけ原発事故は、我々の想像が付かない、簡単にコントロール出来ないとなつてもない被害が発生すること。

33 平成29年9月27日 朝日新聞（甲G197）

- (1) セシウム大半が表層土に 福島・川内村 樹木・落ち葉は蓄積減
- (2) 東京電力福島第一原発事故で福島県内の森林内部にたまった放射性セシウムの大半が現在、地面表層にとどまっていることを、森林総合研究所（茨城県つくば市）が事故後5年間の追跡調査で明らかにした。事故直後は樹木や落ち葉に大半があったが、落葉や雨で表層土に移ったとみられる。
- (3) 福島第一原発事故での放射線セシウムが、場所を変えて大半が残っていること。同事故の影響がこのように場所を変えて依然残るようなものであることを考えれば、原発事故被害はいつ終わるともわからず、老朽原発の適合性の審査は厳しくされなければならないこと。

34 平成29年9月28日 朝日新聞（甲G198）

- (1) 厳しい新基準 見えた限界
- 原子力規制委発足5年 新体制に

費用かければクリア

- (2) 原子力規制委員会は発足から5年が過ぎ、新たに更田豊志委員長が就任して新体制に入った。原発事故を反省してできた新規制基準によって安全対策は厳しくなり、5年間で古い原発の廃炉が相次いだ。

一方、原子力への信頼回復は道半ばで、40年を超える運転延長や東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）の審査では限界も見えた。規制委は今後、検査の強化を進める方針だが、東電の安全に対する姿勢をどう評価するのかなど課題は山積みだ。

ただ、新基準が技術的なハードルに過ぎず、費用さえかければクリアできることも、特に40年超運転の審査で明らかになった。

関電は運転開始から40年が近づいた美浜3号機と高浜1, 2号機（福井県）の運転延長を申請。新基準施行時の民主党政権は、運転延長を「極めて例外的」としたが、最終的に3基とも延長が認可された。結局、電力会社は廃炉か再稼働かを新基準を満たすための安全対策費と、再稼働で得られる利益との比較で判断しているという構図が鮮明になった。

- (3) これまで、40年超の原発は、福島第一原発事故後は運転延長は「極めて例外的」とされていたのに、高浜1, 2号機、美浜3号機と、延長申請された3基とも全て新基準をクリアしたことからすれば、新規制基準にも限界があるのではないかとの疑問があること。

35 平成29年9月28日 西日本新聞（甲G199）

- (1) 40年超運転認めず、川内原発30キロ圏で初の意見書可決
- (2) 九州電力川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の30キロ圏にある同県いちき串木野市は27日の本会議で、原則40年の原発の運転延長を容認しないとする意見書を賛成多数で可決した。30キロ圏の9市町議会で同様の意見書可決は初めて。国と県に提出する。

意見書は「原発は高経年化が進むことで事故の危険性が高まる。使用済み核燃料の処分方法も確立しておらず住民の大半は長期間の稼働を望んでいない」とした。

- (3) 40年を超える原発の運転について、原発から30キロ圏内にあるいちき串木野市議会が延長を容認しないとの意見書を可決したこと。通常原発に比べ、40年超の原発の運転には反対の住民が多いこと。

36 平成29年10月4日 中日新聞（甲G200）

- (1) 再生エネ導入日本鈍く IEA 見通し22年、世界で4割増
- (2) 【ロンドン＝共同】国際エネルギー機関（IEA）は4日、太陽光や風力、水力といった再生可能エネルギーによる世界の発電容量が2022年に3056ギガワット（1ギガワット＝100万キロワット）に達し、16年に比べ43%増えるとの見通しを発表した。太陽光発電の設備コスト低下を背景に、中国を中心に導入が広がっているためだ。ただ日本の伸びは世界全体よりも鈍い。
- (3) 世界は再生可能エネルギーに大きくシフトして、同エネルギーの発電容量が高まっているにもかかわらず、日本は原発の偏重政策の影響により、出遅れており、このままでは国際的な技術の開発競争から脱落しかねないこと。

37 平成29年10月5日 中日新聞（甲G201）

- (1) 柏崎刈羽「適合」了承
規制委 議論不十分 東電運転資格3つの「？」
- (2) 東京電力柏崎刈羽原発6、7号機（新潟県）が原子力規制委員会によって新規基準に適合と判断された。東電は「福島第一原発の事故収束をやり遂げる」と決意を示したが、現場では汚染水漏れにつながりかねないミ

スが続く。柏崎刈羽で事故が起きた場合、賠償などの資金を工面できるかも不透明なままだ。

9月28日に福島第一の建屋周りにある井戸（サブドレン）6本の水位計が誤って設定されていたことが発覚。建屋にたまる高濃度汚染水の方が地下水位より高くなり、漏れる可能性もあった。

幸い大事には至らなかったが、東電に厳重な水位管理を命じたのは規制委。東電がなぜ、初歩的ミスを犯し、最大5カ月も気付かないのか。東電に原発運転の資格があるのか、議論し直してもいい重大な案件だったのに、10月4日の会合では、その問題はほぼ素通りして、柏崎刈羽の審査書案を了承した。

- (3) 初歩的ミスを犯しそれを長期放置していた東電に対して、柏崎刈羽原発の適合性を認めた規制委員会の議論・審査に3つの疑問が出されていること。本件原発の審査も、しっかりと議論・審査がなされたかどうかの疑いがあること。

38 平成29年10月11日 中日新聞（甲G202）

- (1) 国と東電に再び賠償命令

原発福島訴訟 原状回復は却下

- (2) 東京電力福島第一原発事故の被災者約3800人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の判決で、福島地裁は10日、国と東電の責任を認定し、原告約2900人に総額約5億円を支払うよう命じた。双方とも津波を予見できたのに対策を怠ったと判断。国の中間指針に基づいて東電が支払っている慰謝料を上回る賠償を認め、被害救済の対象を広げた。
- (3) 損害賠償裁判で、国と東電に再び賠償命令が出されたこと。やるべきことをやったと主張していたとしても、実際にはそうではないことが判明したものであり、責任が問われるのは当然であること。そのためにも、国の

なした行為に対しても、きちんと司法が審査をすべきこと。

39 平成29年10月14日 中日新聞（甲G203）

(1) 原発補助金30キロ圏に拡大 立地外16自治体に5億円

再稼働容認促す狙いか

(2) 経済産業省が、原発が立地する自治体を対象とした国の補助金を、2017年度から、原発の半径20キロ圏内の自治体にも支払う仕組みに変更していたことが13日、分かった。17年度の予算額は16年度と同じ45億円で、対象自治体は150を超え、新たに支給予定の立地外の自治体は16に上る。対象自治体などによると、支給予定の補助金の総額は少なくとも約5億円に上るとみられる。同省は仕組みの変更を報道発表していなかった。

制度が始まった16年度では、交付対象を「廃炉が行われる原発が立地する市町村」と明記していた。ところが、現在では「廃炉」の言葉が一切なくなり、交付対象が「原発を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体」に広がった。

原発に関する自治体への補助金は、原発を受け入れてもらうことを目的に交付されてきた歴史的な背景がある。補助の仕組みの変更を報道発表しなかった経緯も含め、再稼働の容認を促すための新たな「アメ」と取られても仕方がない。

(3) 経産省が立地自治体以外にも補助金を支給することにしたが、本来なすべきはそれらの自治体が要求している原発の運転に同意する権利であり、なすべきことが本末転倒していること。国は、再稼働を促す方向ばかりにお金を使い、制度を変更していること。

40 平成29年11月1日 茨城新聞（甲G204）

- (1) 17市町村「延長反対」 東海第2原発
議会意見書「廃炉」含めると6割
- (2) 来年11月に運転開始40年を迎える日本原子力発電（原電）東海第2原発（東海村白方）について、運転期間の20年延長に反対する意見書を、県内44市町村のうち17市町村議会が可決したことが、分かった。
廃炉や再稼働中止を求める意見書を可決した自治体も合わせると全体の6割の計27市町村議会に上る。延長申請の期限が今月末に迫る中、原電は申請に向けた「特別点検」を31日までに終え、最終評価を進めている。
- (3) 40年超の原発の運転につき、茨城県内の44市町村のうち17市町村会議が反対をしていること。通常原発に比べ、40年超の原発の運転には反対の住民が多いこと。

41 平成29年11月7日 福井新聞（甲G205）

- (1) 原発40年超運転 県民意見二分
「否定」「安全確認なら容認」
- (2) 福井新聞社は衆院選期間中、福井県内有権者を対象に原発に関する電話世論調査を行った。原発の運転期間について、原則40年の運転制限がある中、「40年を超える原発は廃止すべき」が29・8%、「すべての原発を廃止すべき」が22・0%で、二つを合わせた運転延長を否定する割合が5割を超えた。一方で、「安全を確認すれば運転してよい」は40・7%あり、40年を超える古い原発の運転に対し県民の意見はほぼ二分する形となっている。
2016年夏の参院選に合わせ行った高浜1, 2号機（同県高浜町）の40年超運転に関する調査と比較すると、「40年超は廃止」は2・9ポイント減、「全て廃止」は3・8ポイント増えた。「安全を確認すれば運転容認」は4・0ポイント増えている。

福井市など立地地域ではない福井1区では、40年超廃止、全廃止の合計が54・8%と否定的な人が半数を超えている。

- (3) あまり行われたい40年超の原発の運転についての世論調査の結果、原発立地県で原発の稼働に肯定的な意見が圧倒的に多い福井県であっても、40年超の原発については、運転延長を否定する割合が半数を超えていること。

また、同じ福井県だが立地地域でない所では、さらに否定的な人が多いこと。それだけ本件老朽原発は、原発の稼働に肯定的な意見が圧倒的に多い立地県であっても住民から危険だ、動かして欲しくないと考えられていること。

以

上